

平成29年4月25日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第16号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第17号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第18号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第16号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年4月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部改正および草津市教育委員会事務決裁規程の一部改正ならびに所属職員の人事異動について

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部改正および草津市教育委員会事務決裁規程の一部改正ならびに所属職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

平成29年 3月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則
(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「課等」を「課」に改める。

第3条の表教育総務課の項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 中学校給食の準備および整備に関すること。

第3条の表生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課	(1) 社会教育委員に関すること。 (2) 生涯学習、社会教育の普及および啓発に関すること。 (3) 地域協働合校に関すること。 (4) 家庭教育に関すること。 (5) 文化芸術の普及および啓発に関すること。 (6) 図書館、その他社会教育機関の設置、管理および廃止に関すること。 (7) 文化振興審議会に関すること。 (8) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に関すること。 (9) アミカホールに関すること。 (10) クレアホールに関すること。 (11) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育成指導および連絡調整に関すること。 (12) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配付に関すること。 (13) 青少年対策事業に関すること。 (14) 青少年問題についての調査および研究に関すること。 (15) 青少年問題協議会に関すること。 (16) 青少年育成市民運動の推進に関すること。 (17) 少年センターに関すること。 (18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。 (19) 課の一般庶務に関すること。
-------	---

第3条の表スポーツ保健課の項第10号中「学校の食育に関すること」を「学校の食育に関すること（教育総務課の所管に属するものを除く。）」に改め、同項第17号中「学校給食センターに関すること」を「学校給食センターに関すること（教育総務課の所管に属するものを除く。）」に改め、同表文化財保護課の項第12号中「副部長」を「専門理事」に改め、同表学校教育課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、同表中学校政策推進課の項を次のように改める。

学校政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の指導助言に関すること（学校教育課の所管する事務を除く。）。 (2) ICT教育の推進に関すること。 (3) 学校評価に関すること。 (4) 児童生徒の学力調査に関すること。 (5) 児童生徒の学力向上に関すること。 (6) 特色ある学校づくりに関すること。 (7) コミュニティ・スクールに関すること。 (8) 学校図書館教育に関すること。 (9) 各種体験学習に関すること。 (10) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。 (11) 課の一般庶務に関すること。
---------	---

（草津市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 草津市教育委員会公印規則（平成4年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法（ミリメートル）	用途	管理者
1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長
2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用	
3	草津市教育委員会事務局政策監之印	3	方21	政策監をもって発する文書用	

4	草津市教育委員会事務局教育部長之印	4	方21	部長名をもって発する文書用	
5	草津市教育委員会事務局教育部理事之印	5	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長
6	草津市教育委員会事務局教育部専門理事之印	6	方21	教育部専門理事名をもって発する文書用	各教育部専門理事所管所属内の連絡調整を所管する所属長
7	草津市教育委員会事務局教育部副部長之印	7	方21	教育部副部長名をもって発する文書用	各教育部副部長所管所属内の連絡調整を所管する所属長
8	草津市教育委員会教育長職務代理者印	8	方21	職務代理者名をもって発する文書用	教育総務課長
9	草津市教育委員会事務局各課、室長之印	9	方21	課、室長名をもって発する文書用	各課、室長
10	草津市立教育研究所長之印	10	方21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長
11	草津市学校給食センター所長之印	11	方18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長
12	草津市立図書館長之印	12	方21	館長名をもって発する文書用	図書館長
13	滋賀県草津市立各幼稚園之印	13	方30	修了証書用	各幼稚園長
14	滋賀県草津市立各幼稚園長之印	14	方18	園長名をもって発する文書用	
15	滋賀県草津市立各小学校	15	方60	卒業証書用	各小学校長
16	滋賀県草津市立各小学校長之印	16	方18	学校長名をもって発する文書用	
17	滋賀県草津市立各中学校	17	方60	卒業証書用	各中学校長

18	滋賀県草津市立各中学校長之印	18	方18	学校長名をもって発する文書用	
19	草津市立草津宿街道交流館長之印	19	方18	館長名をもって発する文書用	草津宿街道交流館長
20	草津市史跡草津宿本陣館長之印	20	方21	館長名をもって発する文書用	草津宿本陣館長
21	草津市立南草津図書館長之印	21	方21	館長名をもって発する文書用	南草津図書館長
22	草津市立少年センター所長之印	22	方21	所長名をもって発する文書用	少年センター所長

別表第2を次のとおり改める。

別表第2 (第2条関係)

- | | | | |
|-------------------|---------------------|----------------------|-------------------|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
| 草津市教育委員印 | 草津市教育委員会印 | 草津市教育委員会事務局政
策監之印 | 草津市教育委員会事務局教育部長之印 |
| (5) | (6) | (7) | (8) |
| 草津市教育委員会事務局教育部長之印 | 草津市教育委員会事務局教育専門理事之印 | 草津市教育委員会事務局教育部署部長之印 | 草津市教育委員会教育長職務代理者印 |
| (9) | (10) | (11) | (12) |
| 草津市教育委員会事務局員課長之印 | 草津市立教育研究所印 | 草津市学校給食センター所長之印 | 草津市立図書館長之印 |
| (13) | (14) | (15) | (16) |
| 滋賀県草津市立幼稚園之印 | 滋賀県草津市立幼稚園長之印 | 滋賀県立小学校校印 | 滋賀県草津市立小学校校印 |
| (17) | (18) | (19) | (20) |
| 滋賀県立中学校校印 | 滋賀県草津市立中学校校印 | 草津市立草津街道交流館印 | 草津市史跡草津宿本陣館長之印 |
| (21) | (22) | | |

館	南	草
長	草	津
之	津	市
印	図	立
	書	

所	少	草
長	年	津
之	セ	市
印	ン	立
	タ	
	ー	

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則(昭和58年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「教育部理事」の次に「、教育部専門理事」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。 （事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課等を置く。 （事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
教育総務課	<p>(1)～(18)（略）</p> <p>(19) <u>中学校給食の準備・整備に関すること。</u></p> <p>(20) <u>事務局内の他の課に属さない事項の調整に関すること。</u></p> <p>(21) <u>事務局内および所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(22) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p>	教育総務課	<p>(1)～(18)（略）</p> <p>(19) <u>事務局内の他の課に属さない事項の調整に関すること。</u></p> <p>(20) <u>事務局内および所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(21) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p>
生涯学習課	<p>(1) <u>社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習、社会教育の普及および啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域協働合校に関すること。</u></p> <p>(4) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(5) <u>文化芸術の普及および啓発に関すること。</u></p>	生涯学習課	<p>(1) <u>社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習に係る施策の企画、調整および啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化芸術の普及および啓発に関すること。</u></p> <p>(5) <u>公民館および社会教育指導員に関すること。</u></p>

改正後（案）

現行

(6) 図書館、その他社会教育機関の設置、管理および廃止に関すること。

(7) 文化振興審議会に関すること。

(8) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に関すること。

(9) アミカホールに関すること。

(10) クレアホールに関すること。

(11) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育成指導および連絡調整に関すること。

(12) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配付に関すること。

(13) 青少年対策事業に関すること。

(6) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、管理および廃止に関すること。

(7) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育成指導および連絡調整に関すること。

(8) 講座の開設ならびに討論会、講演会その他集会の開催および奨励に関すること。

(9) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配布に関すること。

(10) 社会教育施設および文化芸術施設の整備充実に関すること。

(11) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に関すること。

(12) 展覧会、公演その他集会の開催および奨励に関すること。

(13) アミカホールに関すること。

(14) クレアホールに関すること。

(15) その他社会教育活動および文化芸術の振興に関すること。

(16) 青少年対策事業の総合企画および総合調整に

改正後（案）		現行	
	<p>(14) 青少年問題についての調査および研究に関すること。</p> <p>(15) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(16) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p> <p>(17) 少年センターに関すること。</p> <p>(18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(19) 課の一般庶務に関すること。</p>		<p>関すること。</p> <p>(17) 青少年問題についての調査および研究に関すること。</p> <p>(18) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(19) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p> <p>(20) 少年センターに関すること。</p> <p>(21) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(22) 課の一般庶務に関すること。</p>
スポーツ保健課	<p>(1) スポーツ推進審議会およびスポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(2) 体育諸団体の育成指導に関すること。</p> <p>(3) 総合型地域スポーツクラブの育成指導に関すること。</p> <p>(4) 各種スポーツ、レクリエーションおよび野外活動の推進に関すること。</p> <p>(5) 社会体育諸施設の整備、充実および管理運営に関すること。</p> <p>(6) (仮称)野村スポーツゾーンの整備に関すること。</p> <p>(7) 生涯スポーツの推進に関すること。</p>	スポーツ保健課	<p>(1) スポーツ推進審議会およびスポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(2) 体育諸団体の育成指導に関すること。</p> <p>(3) 総合型地域スポーツクラブの育成指導に関すること。</p> <p>(4) 各種スポーツ、レクリエーションおよび野外活動の推進に関すること。</p> <p>(5) 社会体育諸施設の整備、充実および管理運営に関すること。</p> <p>(6) (仮称)野村スポーツゾーンの整備に関すること。</p> <p>(7) 生涯スポーツの推進に関すること。</p>

改正後（案）		現行	
	<p>(8) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(9) その他スポーツの推進に関すること。</p> <p>(10) <u>学校の食育に関すること（教育総務課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(11) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関すること。</p> <p>(12) 学校体育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(13) 学校保健・安全および環境衛生に関すること。</p> <p>(14) 学校体育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(15) 保健体育資料の収集および配布に関すること。</p> <p>(16) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(17) <u>学校給食センターに関すること（教育総務課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(19) 課の一般庶務に関すること。</p>		<p>(8) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(9) その他スポーツの推進に関すること。</p> <p>(10) <u>学校の食育に関すること。</u></p> <p>(11) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関すること。</p> <p>(12) 学校体育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(13) 学校保健・安全および環境衛生に関すること。</p> <p>(14) 学校体育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(15) 保健体育資料の収集および配布に関すること。</p> <p>(16) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(17) <u>学校給食センターに関すること。</u></p> <p>(18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(19) 課の一般庶務に関すること。</p>
文化財保護課	<p>(1) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(2) 文化財に係る施策の企画、調整、普及および啓発に関すること。</p> <p>(3) 文化財の調査研究に関すること。</p>	文化財保護課	<p>(1) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(2) 文化財に係る施策の企画、調整、普及および啓発に関すること。</p> <p>(3) 文化財の調査研究に関すること。</p>

改正後 (案)		現行	
	<p>(4) 埋蔵文化財発掘届等の審査、協議および指導に関すること。</p> <p>(5) 指定文化財の保存、管理および助成に関すること。</p> <p>(6) 出土品の収蔵、保管および活用に関すること。</p> <p>(7) 歴史資料等の収集、保管および活用に関すること。</p> <p>(8) 史跡の保存管理に関すること。</p> <p>(9) 草津宿街道交流館に関すること。</p> <p>(10) その他文化財保護に関すること。</p> <p>(11) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(12) 所属する教育部専門理事所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 課の一般庶務に関すること。</p>		<p>(4) 埋蔵文化財発掘届等の審査、協議および指導に関すること。</p> <p>(5) 指定文化財の保存、管理および助成に関すること。</p> <p>(6) 出土品の収蔵、保管および活用に関すること。</p> <p>(7) 歴史資料等の収集、保管および活用に関すること。</p> <p>(8) 史跡の保存管理に関すること。</p> <p>(9) 草津宿街道交流館に関すること。</p> <p>(10) その他文化財保護に関すること。</p> <p>(11) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(12) 所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 課の一般庶務に関すること。</p>
学校教育課	<p>(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。</p> <p>(2) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関すること。</p>	学校教育課	<p>(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。</p> <p>(2) 学校評価に関すること。</p> <p>(3) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育に関すること。</p>

改正後（案）

現行

- (4) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。
- (5) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。
- (6) 教育研究所との連絡調整に関すること。
- (7) 学校における人権教育に関すること。
- (8) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。
- (9) 教育集会所に関すること。
- (10) 同和教育研究大会に関すること。
- (11) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。
- (12) 教職員のサービスの監督および研修に関すること。
- (13) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。
- (14) 学校の管理運営および組織編成に関すること。
- (15) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。
- (16) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (17) 児童、生徒の就学および転入に関すること。
- (18) 就学奨励費に関すること。
- (19) 通学区域の設定および変更に関すること。

- (5) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。
- (6) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。
- (7) 教育研究所との連絡調整に関すること。
- (8) 学校における人権教育に関すること。
- (9) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。
- (10) 教育集会所に関すること。
- (11) 同和教育研究大会に関すること。
- (12) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。
- (13) 教職員のサービスの監督および研修に関すること。
- (14) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。
- (15) 学校の管理運営および組織編成に関すること。
- (16) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。
- (17) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (18) 児童、生徒の就学および転入に関すること。
- (19) 就学奨励費に関すること。
- (20) 通学区域の設定および変更に関すること。

改正後 (案)	現行
<p>(20) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。</p> <p>(21) 幼児の就園および転入に関する事。</p> <p>(22) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(23) 幼稚園教員の配置計画および研修に関する事。</p> <p>(24) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関する事。</p> <p>(25) 幼稚園整備審議会に関する事。</p> <p>(26) 私立幼稚園との連絡調整に関する事。</p> <p>(27) 就園奨励費に関する事。</p> <p>(28) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関する事。</p> <p>(29) 校種間連携に関する事。</p> <p>(30) 大学・大学院との連携に関する事。</p> <p>(31) 児童通学支援事業に関する事。</p> <p>(32) 学校の設置および廃止に関する事。</p> <p>(33) 所管にかかる財産管理に関する事。</p> <p>(34) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。</p> <p>(35) 課の一般庶務に関する事。</p>	<p>(21) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。</p> <p>(22) 幼児の就園および転入に関する事。</p> <p>(23) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(24) 幼稚園教員の配置計画および研修に関する事。</p> <p>(25) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関する事。</p> <p>(26) 幼稚園整備審議会に関する事。</p> <p>(27) 私立幼稚園との連絡調整に関する事。</p> <p>(28) 就園奨励費に関する事。</p> <p>(29) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関する事。</p> <p>(30) 校種間連携に関する事。</p> <p>(31) 大学・大学院との連携に関する事。</p> <p>(32) 児童通学支援事業に関する事。</p> <p>(33) 学校の設置および廃止に関する事。</p> <p>(34) 所管にかかる財産管理に関する事。</p> <p>(35) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。</p> <p>(36) 課の一般庶務に関する事。</p>

改正後（案）		現行	
学校政策推進課	<ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育の指導助言に関すること（学校教育課の所管する事務を除く。）。(2) ICT教育の推進に関すること。(3) 学校評価に関すること。(4) 児童生徒の学力調査に関すること。(5) 児童生徒の学力向上に関すること。(6) 特色ある学校づくりに関すること。(7) コミュニティ・スクールに関すること。(8) 学校図書館教育に関すること。(9) 各種体験学習に関すること。(10) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。(11) 課の一般庶務に関すること。	学校政策推進課	<ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育の指導助言に関すること（学校教育課の所管する事務を除く。）。(2) ICT環境の整備および管理運営教育に関すること。(3) ICT環境を活用した授業改善に関すること。(4) ICT環境を活用した業務改善に関すること。(5) 児童生徒の学力調査に関すること。(6) 児童生徒の学力向上に関すること。(7) 特色ある学校政策に関すること。(8) 学校と地域の連携に関すること。(9) 学校図書館教育に関すること。(10) 各種体験学習に関すること。(11) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。(12) 課の一般庶務に関すること。
<p>付 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>			

草津市教育委員会公印規則（平成4年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）						現行					
（公印の名称等） 第2条 公印の名称等は、別表第1のとおりとし、それらのひな型は、別表第2のとおりとする。						（公印の名称等） 第2条 公印の名称等は、別表第1のとおりとし、それらのひな型は、別表第2のとおりとする。					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法（ミリメートル）	用途	管理者	公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法（ミリメートル）	用途	管理者
1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長	1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長
2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用		2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用	
3	草津市教育委員会事務局政策監之印	3	方21	政策監をもって発する文書用		3	草津市教育委員会事務局政策監之印	3	方21	政策監をもって発する文書用	
4	草津市教育委員会事務局教育部長之印	4	方21	部長名をもって発する文書用		4	草津市教育委員会事務局教育部長之印	4	方21	部長名をもって発する文書用	

改正後（案）

現行

5	草津市教育委員会事務局教育部理事之印	5	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長	5	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長
6	草津市教育委員会事務局教育部専門理事之印	6	方21	教育部専門理事名をもって発する文書用	各教育部専門理事所管所属内の連絡調整を所管する所属長	6	方21	教育部副部長名をもって発する文書用	各教育部副部長所管所属内の連絡調整を所管する所属長
7	草津市教育委員会事務局教育部副部長之印	7	方21	教育部副部長名をもって発する文書用	各教育部副部長所管所属内の連絡調整を所管する所属長	7	方21	職務代理者名をもって発する文書用	教育総務課長
8	草津市教育委員会教育長職務代理者印	8	方21	職務代理者名をもって発する文書用	教育総務課長	8	方21	課、室長名をもって発する文書用	各課、室長
9	草津市教育委員会事務局各課、室長之印	9	方21	課、室長名をもって発する文書用	各課、室長	9	方21	館長名をもって発する文書用	各公民館長
10	草津市立教育研究所長之印	10	方21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長	10	方21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長
11	草津市学校給食センター	11	方18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター	11	方18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長

改正後 (案)					現行				
	食センター所 長之印			て発する文書 用	一所長				
1 2	草津市立図書 館長之印	1 2	方 2 1	館長名をもっ て発する文書 用	図書館長	1 2	方 2 1	館長名をもっ て発する文書 用	図書館長
1 3	滋賀県草津市 立各幼稚園之 印	1 3	方 3 0	修了証書用	各幼稚園長	1 3	方 3 0	修了証書用	各幼稚園長
1 4	滋賀県草津市 立各幼稚園長 之印	1 4	方 1 8	園長名をもっ て発する文書 用		1 4	方 1 8	園長名をもっ て発する文書 用	
1 5	滋賀県草津市 立各小学校	1 5	方 6 0	卒業証書用	各小学校長	1 5	方 6 0	卒業証書用	各小学校長
1 6	滋賀県草津市 立各小学校長 之印	1 6	方 1 8	学校長名をも って発する文 書用		1 6	方 1 8	学校長名をも って発する文 書用	
1 7	滋賀県草津市 立各中学校	1 7	方 6 0	卒業証書用	各中学校長	1 7	方 6 0	卒業証書用	各中学校長
1 8	滋賀県草津市 立各中学校長 之印	1 8	方 1 8	学校長名をも って発する文 書用		1 8	方 1 8	学校長名をも って発する文 書用	
1 9	草津市立草津	1 9	方 1 8			1 9	方 1 8	館長名をもっ	草津宿街道交流

改正後（案）

現行

19	草津市立草津宿街道交流館長之印	19	方18	館長名をもって発する文書用	草津宿街道交流館長			て発する文書用	館長
20	草津市史跡草津宿本陣館長之印	20	方21	館長名をもって発する文書用	草津宿本陣館長	20	方21	館長名をもって発する文書用	草津宿本陣館長
21	草津市立南草津図書館長之印	21	方21	館長名をもって発する文書用	南草津図書館長	21	方21	館長名をもって発する文書用	南草津図書館長
22	草津市立少年センター所長之印	22	方21	所長名をもって発する文書用	少年センター所長	22	方21	所長名をもって発する文書用	少年センター所長

別表第2（第2条関係）

(1)	(2)	(3)	(4)
草津市教育委員会印	草津市教育委員会印	草津市教育委員会事務局政 策監之印	草津市教育委員会事務局教 育部長之印
(5)	(6)	(7)	(8)

別表第2（第2条関係）

別表第(4)（第2条関係）(2)

(3)

(4)

草津市教育委員会印	草津市教育委員会印	草津市教育委員会事務局政 策監之印	草津市教育委員会事務局教 育部長之印
(5)	(6)	(7)	(8)

改正後 (案)

草津市教育委員
會事務局長
之印

(9)

草津市教育委員
會事務局長
之印

(13)

滋賀県草津市立
幼稚園
之印

(17)

滋賀県草津市立
中学校
之印

(21)

草津市教育委員
會事務局教
育部専門理事
之印

(10)

草津市立
教育研究所
之印

(14)

滋賀県草津市立
幼稚園
之印

(18)

滋賀県草津市立
中学校
之印

(22)

草津市教育委員
會事務局教
育部副部長
之印

(11)

草津市学校給食
センター
所長之印

(15)

滋賀県草津市立
小学校
之印

(19)

草津市立
草津市
街道交流
館之印

(20)

草津市教育委員
會教育長職
務代理者印

(12)

草津市立
図書館
之印

(16)

滋賀県草津市立
小学校
校長之印

(20)

草津市史跡
草津宿本陣
館長之印

(22)

現行

草津市教育委員
會事務局長
之印

(9)

草津市立
公民館
之印

(13)

滋賀県草津市立
幼稚園
之印

(17)

滋賀県草津市立
中学校
之印

(21)

草津市教育委員
會事務局教
育部副部長
之印

(10)

草津市立
教育研究所
之印

(14)

滋賀県草津市立
幼稚園
之印

(18)

滋賀県草津市立
中学校
之印

(22)

草津市教育委員
會教育長職
務代理者印

(11)

草津市学校給食
センター
所長之印

(15)

滋賀県草津市立
小学校
之印

(19)

草津市
草津市
街道交流
館之印

(20)

草津市教育委員
會事務局
○課長之印

(12)

草津市立
図書館
之印

(16)

滋賀県草津市立
小学校
校長之印

(20)

草津市史跡
草津宿本陣
館長之印

(22)

改正後 (案)	現行				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 341 405 501"> 草 津 市 立 南 草 津 図 書 館 館 長 之 印 </td> <td data-bbox="461 341 624 501"> 草 津 市 立 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印 </td> </tr> </table>	草 津 市 立 南 草 津 図 書 館 館 長 之 印	草 津 市 立 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 341 1319 501"> 草 津 市 立 南 草 津 図 書 館 館 長 之 印 </td> <td data-bbox="1375 341 1538 501"> 草 津 市 立 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印 </td> </tr> </table>	草 津 市 立 南 草 津 図 書 館 館 長 之 印	草 津 市 立 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印
草 津 市 立 南 草 津 図 書 館 館 長 之 印	草 津 市 立 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印				
草 津 市 立 南 草 津 図 書 館 館 長 之 印	草 津 市 立 少 年 セ ン タ ー 所 長 之 印				
<p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>					

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>（補職名）</p> <p>第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。</p>		<p>（補職名）</p> <p>第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。</p>	
職名	補職名	職名	補職名
事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部専門理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、副参事、副館長、専門員、主査、主任、主事	事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、副参事、副館長、専門員、主査、主任、主事
技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士	技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士
教員	教頭、主幹教諭、研究主事、教育研究所指導主事、副園長、総括教諭、副総括教諭、主任教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師	教員	教頭、主幹教諭、研究主事、教育研究所指導主事、副園長、総括教諭、副総括教諭、主任教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師
<p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>			

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「不在のときは、」の右に「課長代理を置く課にあつては課長代理が、課長代理を置かない課にあつては」を加える。

第4条第2項中「課長」の右に「、課長代理」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

(1) 共通決裁事項

事務の種類	項目	決裁権者					合議先	備考
		教育長	教育部長	教育部副部長	課長	課長代理		
事務の管理	1 事務局の基本方針および基本計画の策定	○					総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）	
	2 事務局の主要事業の計画の策定およびその実施方針の決定	○					総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）	
	3 事務局事務の執行方針の決定とその進行管理		○					
	4 事務局事務の執行計画の決定とその進行管理			○				
	5 事務局各課の事務の連絡調整			○				
	6 課事務の処理方針および計画決定				○			
	7 課事務の進行管理				○			
	8 課内の事務の連絡調整				○			

9	グループ事務の処理方針および計画の決定							○		
10	条例および規則の制定および改廃	○							総務部長（総務課長 財政課長）	財政課長の合議は、予算を伴うものに限る。
11	訓令、要綱、要領等の制定および改廃									
(1)	特に重要なもの	○							総務部長（総務課長 財政課長）	総務課長の合議は、訓令および要綱に限る。
(2)	重要なもの		○						総務課長 財政課長	財政課長の合議は、予算を伴うものに限る。
(3)	軽易なもの				○				総務課長 財政課長	
12	事務の処理基準、要領、手続等の決定									
(1)	重要なもの			○					総務部副部長（総務課長）	
(2)	軽易なもの				○					
13	予算の見積書および説明書の作成および提出		○							
14	予算執行計画書（変更）および予算配当要求書の作成ならびに提出				○					
15	歳出予算の流用申請									別表(3)
16	歳出予算の執行委任協議									別表(3)
17	予備費の充用申請		○							
事務の執行	1 告示、公告および公表の決定									

(1) 重要なもの			○			総務部副部長（総務課長）	
(2) 軽易なもの				○		総務課長	
2 国、県等に対する陳情、要望、意見等の提出							
(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）	
(2) 重要なもの		○				企画調整課長 財政課長	
(3) 軽易なもの				○			
3 国、県等に対する許認可の申請、副申または進達							
(1) 特に重要なもの		○					
(2) 重要なもの			○				
(3) 軽易なもの				○			
4 陳情、請願、要望等の処理							
(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）	
(2) 重要なもの		○				企画調整課長 財政課長	
(3) 軽易なもの				○			
5 国、県、市町村その他の公共団体および関係団体等との協議							
(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）	
(2) 重要なもの		○				企画調整課長 財政課長	
(3) 軽易なもの				○			

6 付属機関等に対する諮問の決定								
(1) 重要なもの	○							
(2) 軽易なもの		○						
7 内部調整機関に対する協議事項の決定								
(1) 重要なもの			○					
(2) 軽易なもの				○				
8 公聴会、聴聞会の開催		○						
9 行事（会議、説明会、講習会および懇談会を含む。）の開催、共催および後援の決定								
(1) 重要なもの			○			総合政策部副部長 （秘書課長）	合議は、共催、協賛および後援の場合に限る。	
(2) 軽易なもの				○		秘書課長	合議は、共催、協賛および後援の場合に限る。	
10 業務の委託の決定および契約の締結							別表(3)	
11 業務の受託の決定								
(1) 重要なもの	○					総務部長（総務課長 財政課長）		
(2) 軽易なもの			○			総務課長 財政課長		
12 申請、通知、通達、通報、報告、届出、催告、照会、回答、依頼等の受発								
(1) 特に重要なもの	○							
(2) 重要なもの			○					
(3) 軽易なもの				○				
13 統計および調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供、公表および配布ならびに刊行物の発行								

	(1) 重要なもの			○				
	(2) 軽易なもの			○				
	14 公簿の閲覧の許可および各種証明書、証票等の交付の決定			○				
	15 保存文書の引継ぎ			○				
	16 收受文書の処理方針および処理期限の決定							
	(1) 重要なもの			○				
	(2) 軽易なもの						○	
	17 公印の管理			○				
	18 寄付金および寄付物品の受領およびその処分の決定							
	(1) 1件の金額または見積価格が30万円以上のもの			○				
	(2) 1件の金額または見積価格が30万円未満のもの			○				
	19 不服申立て等の処理							
	(1) 重要なもの	○						総務部長（総務課長）
	(2) 軽易なもの		○					総務課長
行政手続	1 申請に対する処分							
	(1) 審査基準の設定				○			
	(2) 標準処理期間の設定				○			
	(3) 申請の形式要件不適合に係る補正要求の決定				○			
	(4) 申請拒否処分に係る意見の聴取				○			
	(5) 公聴会の開催等				○			
	(6) 関係行政庁との合同ヒヤリングの実施等				○			

	2 不利益処分								
	(1) 処分基準の設定				○				
	(2) 聴聞または弁明の機会の付与			○					
	(3) (2)のうち軽易なもの				○				
	(4) 文書等の閲覧の決定				○				
	(5) 主宰者の指名				○				
	(6) 聴聞の再開の決定				○				
	(7) (6)のうち軽易なもの				○				
	3 行政指導								
	(1) 指導文書の交付				○				
	(2) 共通指導事項の公表				○				
	(3) 苦情申出の処理				○				
	4 届出								
	形式要件不適合に係る通知				○				
組織および人事	1 事務局内の組織ならびに事務局内の各職位の権限および職員の定数に関する意見の内申			○					
	2 教育部副部長および課長の事務分担の調整			○					
	3 課内の職員（グループ長以上を除く。）の配置の決定				○				
	4 課内の事務分担の調整				○				
	5 付属機関等の設置または廃止の決定	○							
	6 付属機関等の委員								
	(1) 委員の任免	○						総合政策部長（職員課長） まちづくり協働部（まちづくり協働課長）	

(2) 委員の推薦および就任の依頼						○		
7 国、県その他の公共団体の機関の委員または団体の役員の推薦および就任の承認								
(1) 重要なもの	○						総合政策部長（職員課長）	
(2) 軽易なもの		○					職員課長	
8 内部調整機関等の委員、幹事等の任免			○					
9 所属職員の任免、昇給および賞罰の内申		○						
10 嘱託員等の任免		○					総合政策部長（職員課長） 総務部長（財政課長）	
11 非常勤の調査員等の任免								
(1) 重要なもの			○				職員課長	
(2) 軽易なもの				○				
1.2 臨時職員の雇用および解雇の決定			○				職員課長 財政課長	
1.3 法令に基づき設置を義務づけられている管理者、責任者等の選任および解任の決定			○				職員課長	
1.4 職員の駐在の承認		○					総合政策部長（職員課長）	
1.5 職場研修の実施および推進				○				
1.6 研修、講習等への参加の決定								
(1) 教育部長、教育部副部長相当職位	○						総合政策部長（職員課長）	合議は、期間が6日以上の場合に限る。
(2) 課長相当職位			○				職員課長	
(3) (1)および(2)に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員				○			職員課長	

17 資格取得に係る講習等への参加の決定（担当主管課業務のものに限る。）				○		職員課長	
18 給与の支給に関する諸報告				○			
19 職員の表彰、褒章等に係る推薦および内申			○				
20 年次有給休暇、病気休暇および特別休暇の承認							
(1) 教育部長相当職位の休暇欠勤の承認	○					職員課長	病気休暇および産前産後の休暇に限る。
(2) 教育部副部長相当職位の休暇欠勤の承認		○					
(3) 課長相当職位の休暇欠勤の承認			○				
(4) 前3号に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の休暇欠勤の承認				○			
21 所属職員の時間外勤務および休日勤務の命令				○			
22 所属職員の勤務時間、休憩時間の割振り				○		職員課長	
23 旅行の命令およびその復命の受理							
(1) 教育部長相当職位の旅行の命令およびその復命の受理	○						
(2) 教育部副部長相当職位および付属機関の委員等の旅行の命令およびその復命の受理		○					

	(3) 課長相当職位の旅行の命令およびその復命の受理			○				
	(4) 前3号に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の旅行の命令およびその復命の受理				○			
	(5) 職員以外の者の旅行の依頼およびその報告の受理				○		職員課長 財政課長	合議は、旅行の命令に限る。
	24 外国旅行の命令およびその復命の受理	○					総合政策部長(職員課長) 総務部長(財政課長)	合議は、旅行の命令に限る。
財産管理	1 財産の無償による取得および借受けの決定			○			総務部長(総務課長)	
	2 教育財産の目的外使用の許可(使用料の決定を含む。)							
	(1) 重要なもの			○			総務部長(総務課長)	許可の更新の合議は、総務課長とする。
	(2) 軽易なもの				○		総務課長	
	3 市有地と隣接地との境界の確定					○		
	4 教育財産の取得						総務部長(財政課長)	別表(3)
	5 教育財産の所管替えの決定			○			総務部長(総務課長)	
6 不用物品の返納の決定					○			
工事の施工等	1 事業計画の認可(事業採択)についての国、県への申請			○			総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)	
	2 工事の起工の決定						契約検査課長	別表(3)
	3 工事の監督員または検査員の選定					○	契約検査課長	

	4	材料の検査、コンクリートおよび鉄筋の強度試験ならびに機械類、ボイラー、水そう、油そう等の検査結果の確認				○				
	5	工事に係る各種届出の受理等				○		契約検査課長	合議は、着工届および完了届に限る。	
	6	随意契約の相手方の決定						契約検査課長	別表(3)	
	7	変更契約の決定						契約検査課長	別表(3)	
	8	工期の変更の決定			○			契約検査課長	年度の変更を伴うものに限り、別表(3)も適用	
経費の支出等	1	補助金、負担金および交付金(変更または取消しを含む。)の交付の決定							別表(3)	
	2	補助事業者等に対する指示または一時停止命令			○					
	3	補助事業者等からの遂行状況および実績等の報告の受理				○				
	4	補助金等の額の確定				○		財政課長		
	5	補助金等の返還命令							別表(3)	
	6	補助事業者等により取得し、または効用を増加した財産の処分の承認		○						
	7	支出、戻入および振替の命令ならびに資金前途、概算払および前金払の命令				○				
	8	収入金の過誤納金の還付および過誤納還付加算金の支出の決定				○				

	9 各種業務に係る単価の決定						財政課長 契約検査課長	推定総金額 に応じて別 表(3)
	10 その他の経費の支出の決定							別表(3)
収入関係	1 不納欠損処分関係	○					総務部長(財政課長)	
	2 減免、納期限の変更、徴収猶予、徴収停止および還付の決定							
	(1) 法令、条例、規則、要綱等に明定されていないもの	○					総務部長(総務課長 財政課長)	
	(2) 法令、条例、規則、要綱等に明定されているもの				○			
	3 徴収の決定(調定、賦課および更正の決定を含む。)				○			
	4 負担金、補助金、交付金等の国または県に対する交付申請および交付請求の決定							
	(1) 交付申請			○			総務部副部長(財政課長)	500万円未滿は、課長とする。
	(2) 実績報告				○		財政課長	
	(3) 交付請求				○			
	5 歳入の調停通知				○		財政課長	合議は、100万円以上に限る。
6 過誤納金の処理の決定				○				
7 納入通知書の発行および納入通知書または督促状等の公示送達				○		総務課長	合議は、公示送達に限る。	
8 督促状の発行				○				

(2) 個別決裁事項

組織名	事務の種類	項目	決裁権者					合議先	備考
			教 育 長	教 育 部 長	教 育 部 副 部 長	課 長	課 長 代 理		
教育総 務課	1 職員定 数に 関する事務	職員定数の配分の決	○						
		定							
	2 権限の 配分 に関する事務	1 長の事務の委員 会等への委任およ び補助執行の協議 に対する回答	○						
		2 委員会等からの 事務の委任および 補助執行に係る協 議に対する回答	○						
	3 職員等 の任免 に関する事 務	1 専門委員、顧問お よび参与の任免	○					総合政策部長 (職員課長)	
		2 採用、昇任、降任、 配置換え、派遣等の 発令および退職の 承認の決定	○					総合政策部長 (職員課長)	
	4 職員の 採用に 関する事務	1 採用計画の策定	○					総合政策部長 (職員課長)	
		2 採用試験の実施 の決定	○					総合政策部長 (職員課長)	

	3	第1次合格者および最終合格者の承認	○						総合政策部長 (職員課長)
5 給与に関する事務	1	初任給の決定			○				総合政策部副部長 (職員課長)
	2	普通昇給、昇格の決定			○				総合政策部副部長 (職員課長)
	3	特別昇給、昇格の決定	○						総合政策部長 (職員課長)
	4	勤勉手当支給率の決定	○						総合政策部長 (職員課長)
6 分限および懲戒に関する事務	1	心身の故障による休職および復職の承認							
	(1)	役付職位	○						総合政策部長 (職員課長)
	(2)	一般職員		○					総合政策部長 (職員課長)
	2	前項の分限処分の決定	○						総合政策部長 (職員課長)
	3	その他の懲戒(訓告口頭注意)	○						総合政策部長 (職員課長)
7 服務に関する事務	1	職員の職務に専念する義務の免除			○				総合政策部副部長 (職員課長)
	2	職員団体の業務に専従することの			○				総合政策部副部長 (職員課長)

	許可								長)
	3 職員の営利企業等の従事の許可								
	(1) 役付職位	○							総合政策部長 (職員課長)
	(2) 一般職員			○					総合政策部副 部長 (職員課 長)
	4 召喚等に応ずる許可								
	(1) 役付職位	○							総合政策部長 (職員課長)
	(2) 一般職員			○					総合政策部副 部長 (職員課 長)
8	介護休暇に関する事務				○				職員課長
9	組合休暇に関する事務				○				職員課長
10	育児休業に関する事務				○				職員課長
11	公務災害補償に関する事務	1	県公務災害補償基金に対する公務上および通勤上の災害の認定の請求および補償の請求			○			職員課長

		2 非常勤の職員の 公務上および通勤 上の災害の認定		○					総合政策部長 (職員課長)
		3 非常勤職員の公 務災害補償に関す る条例等に基づく 補償の決定および 変更		○					総合政策部長 (職員課長)
		4 第三者行為に係 る損害賠償の請求 の決定		○					総合政策部長 (職員課長)
	1 2 公印 に関する 事務	1 公印の刷り込み の承認				○			
		2 公印の新調、再調 製および廃棄				○			
スポー ツ保健 課	草津市立学 校体育施設 開放事業に 関する業務	施設利用の許可およ び取消しならびに中 止の命令				○			
文化財 保護課	1 文化財 保護条例 に関する 事務	1 市指定文化財の 管理方法の指示				○			
		2 市指定文化財の 管理または修理に 関する勧告	○						
		3 市指定文化財の 公開および出品の 勧告等	○						
		4 市勧告によらな い市指定文化財の				○			

		公開に係る指示							
		5 市指定文化財の現状、管理および修理状況に係る勧告要請	○						
		6 市選定保存技術の保存に係る指導および助言			○				
	2 埋蔵文化財の保存に関する事務	1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定			○				
		2 発掘調査に伴う保存等の指示	○						
学校教育課	1 県費教職員の臨時任用に関する事務	県費教職員の臨時任用の内申				○			
	2 教職員の研修に関する事務	1 研修計画の策定			○				
		2 職員研修の実施の決定				○			
		3 研修受講生の決定				○			
	3 教科用の図書の給付に関する事務	教科用の図書の給付の決定				○			
	4 出席停止に関する	1 保護者への意見聴取の通知	○						

る事務	2 児童生徒への出席停止命令の決定、出席停止の期間短縮および出席停止命令の撤回	○						
5 就学援助に関する事務	児童および生徒に対する就学援助の認定			○				
6 特別支援教育に関する事務	特別支援教育就学奨励費の認定			○				

(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）

科目	決裁権者						備考
	市長	副市長	教育長	教育部長	教育部副部長	課長	
報酬						○	
給料						○	
職員手当						○	退職手当は、部長決裁とする。
共済費						○	
災害補償費						○	
賃金						○	
報償費				1,000万円以上	500万円以上	500万円未満	

					0万円未 満		
旅費						○	
交際費						○	
需用費	消耗品 費 食糧費 印刷製 本費			1,00 0万円以 上	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	
修繕料		3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満
その他						○	
役務費						○	
委託料		3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満
使用料及 び賃借料		3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満
工事請負 費		3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満 1.0パーセ ント以上の 変更は元決

		00万円 未満	00万円 未満	00万円 未満	0万円未 満		裁者とし、そ れ以下は金 額区分とす る。期間の変 更について 500万円 以上は、教育 部副部長と する。
原材料費						○	
公有財産 購入費	3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	
備品購入 費				1,00 0万円以 上	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	
負担金補 助及び交 付金	3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	
扶助費						○	
貸付金	3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	

		00万円 未満	00万円 未満	00万円 未満	0万円未 満		
補償補填 及び賠償 金	3,00 0万円以 上	2,50 0万円以 上3,0 00万円 未満	2,00 0万円以 上2,5 00万円 未満	1,00 0万円以 上2,0 00万円 未満	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	
償還金利 子及び割 引料						○	
投資及び 出資金				1,00 0万円以 上	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	
積立金						○	
寄付金	○						
公課費						○	
繰出金						○	
予算の流 用申請お よび決定				1,00 0万円以 上	500万 円以上 1,00 0万円未 満	500万 円未満	

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（代決）</p> <p>第2条 教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決する。</p> <p>2 教育部長が不在のときは、教育部副部長がその事務を代決する。</p> <p>3 教育部長および教育部副部長が不在のときは、課長がその事務を代決する。</p> <p>4 課長が不在のときは、<u>課長代理を置く課にあつては課長代理が、課長代理を置かない課にあつては所管のグループ長が、その事務を代決する。</u></p> <p>（後関）</p> <p>第3条 代決者は、代決した事項について重要または必要と認められるものについては、速やかに上司の後関を受けなければならない。</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 教育長は、別表に掲げる事項について教育委員会の権限に属する事務を決裁し、市長の権限に属する事務を専決することができる。</p> <p>2 教育部長、教育部副部長、課長、<u>課長代理</u>およびグループ長は、</p>	<p>（代決）</p> <p>第2条 教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決する。</p> <p>2 教育部長が不在のときは、教育部副部長がその事務を代決する。</p> <p>3 教育部長および教育部副部長が不在のときは、課長がその事務を代決する。</p> <p>4 課長が不在のときは、所管のグループ長が、その事務を代決する。</p> <p>（後関）</p> <p>第3条 代決者は、代決した事項について重要または必要と認められるものについては、速やかに上司の後関を受けなければならない。</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 教育長は、別表に掲げる事項について教育委員会の権限に属する事務を決裁し、市長の権限に属する事務を専決することができる。</p> <p>2 教育部長、教育部副部長、課長およびグループ長は、別表に掲</p>

改正後（案）						現行											
別表に掲げる事項を専決することができる。 別表（第4条関係） （1）共通決裁事項						別表に掲げる事項を専決することができる。 別表（第4条関係） （1）共通決裁事項											
事務の 種類	項目	決裁権者					合議先	備考	事務の 種類	項目	決裁権者					合議先	備考
		教 育 長	教 育 部 長	教 育 部 副 部 長	課 長	課 長 代 理					グ ル ー プ 長	教 育 長	教 育 部 長	教 育 部 副 部 長	課 長		
事務の 管理	1 事務局の基本 方針および基本 計画の策定	○					総合政策部 長(企画調整 課長) 総務部長(財 政課長)		事務の 管理	1 事務局の基本 方針および基本 計画の策定	○					総合政策部 長(企画調整 課長) 総務部長(財 政課長)	
	2 事務局の主要 事業の計画の策 定およびその実 施方針の決定	○					総合政策部 長(企画調整 課長) 総務部長(財 政課長)		事務の 管理	2 事務局の主要 事業の計画の策 定およびその実 施方針の決定	○					総合政策部 長(企画調整 課長) 総務部長(財 政課長)	
	3 事務局事務の		○						事務の 管理	3 事務局事務の		○					

改正後（案）

現行

執行方針の決定 とその進行管理									執行方針の決定 とその進行管理								
4 事務局事務の 執行計画の決定 とその進行管理			○						4 事務局事務の 執行計画の決定 とその進行管理			○					
5 事務局各課の 事務の連絡調整			○						5 事務局各課の 事務の連絡調整			○					
6 課事務の処理 方針および計画 決定				○					6 課事務の処理 方針および計画 決定				○				
7 課事務の進行 管理				○					7 課事務の進行 管理				○				
8 課内の事務の 連絡調整				○					8 課内の事務の 連絡調整				○				
9 グループ事務 の処理方針およ び計画の決定						○			9 グループ事務 の処理方針およ び計画の決定						○		
10 条例および 規則の制定およ び改廃	○							総務部長（総務課長 財政課長）	10 条例および 規則の制定およ び改廃	○							総務部長（総務課長 財政課長）
								（総務課長 財政課長）合議は、予算を伴うものに限る。								（総務課長 財政課長）合議は、予算を伴うものに限る。	

改正後（案）

現行

改正後（案）				現行			
1 1 訓令、要綱、 要領等の制定お よび改廃				1 1 訓令、要綱、 要領等の制定お よび改廃			
(1) 特に重要な もの	○			(1) 特に重要な もの	○		
(2) 重要なもの	○			(2) 重要なもの	○		
(3) 軽易なもの		○		(3) 軽易なもの		○	
1 2 事務の処理 基準、要領、手続 等の決定				1 2 事務の処理 基準、要領、手続 等の決定			
(1) 重要なもの		○		(1) 重要なもの		○	
(2) 軽易なもの			○	(2) 軽易なもの			○
1 3 予算の見積 書および説明書 の作成および提	○			1 3 予算の見積 書および説明書 の作成および提	○		

改正後 (案)

現行

改正後 (案)										現行									
	出																		
	1 4 予算執行計画書(変更)および予算配当要求書の作成ならびに提出						○												
	1 5 歳出予算の流用申請																		別表(3)
	1 6 歳出予算の執行委任協議																		別表(3)
	1 7 予備費の充用申請						○												
事務の 執行	1 告示、公告および公表の決定																		
	(1) 重要なもの						○												総務部副部長(総務課長)
	(2) 軽易なもの						○												総務課長
	2 国、県等に対する陳情、要望、意見等の提出																		
	出																		
	1 4 予算執行計画書(変更)および予算配当要求書の作成ならびに提出																		
	1 5 歳出予算の流用申請																		別表(3)
	1 6 歳出予算の執行委任協議																		別表(3)
	1 7 予備費の充用申請																		
事務の 執行	1 告示、公告および公表の決定																		
	(1) 重要なもの																		総務部副部長(総務課長)
	(2) 軽易なもの																		総務課長
	2 国、県等に対する陳情、要望、意見等の提出																		

改正後（案）

現行

(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)		(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)	
(2) 重要なもの		○				企画調整課長 財政課長		(2) 重要なもの		○				企画調整課長 財政課長	
(3) 軽易なもの				○				(3) 軽易なもの				○			
3 国、県等に対する許認可の申請、副申または進達								3 国、県等に対する許認可の申請、副申または進達							
(1) 特に重要なもの		○						(1) 特に重要なもの		○					
(2) 重要なもの			○					(2) 重要なもの			○				
(3) 軽易なもの				○				(3) 軽易なもの				○			
4 陳情、請願、要望等の処理								4 陳情、請願、要望等の処理							
(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長(企画調整課長)		(1) 特に重要なもの	○					総合政策部長(企画調整課長)	

改正後（案）					現行				
				総務部長（財政課長）					総務部長（財政課長）
(2) 重要なもの	○			企画調整課長 財政課長	(2) 重要なもの	○			企画調整課長 財政課長
(3) 軽易なもの			○		(3) 軽易なもの			○	
5 国、県、市町村 その他の公共団体 および関係団体等との協議					5 国、県、市町村 その他の公共団体 および関係団体等との協議				
(1) 特に重要なもの	○			総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）	(1) 特に重要なもの	○			総合政策部長（企画調整課長） 総務部長（財政課長）
(2) 重要なもの	○			企画調整課長 財政課長	(2) 重要なもの	○			企画調整課長 財政課長
(3) 軽易なもの			○		(3) 軽易なもの			○	
6 付属機関等に対する諮問の決					6 付属機関等に対する諮問の決				

改正後 (案)

現行

改正後 (案)											
定											
(1) 重要なもの	○										
(2) 軽易なもの	○										
7 内部調整機関 に対する協議事 項の決定											
(1) 重要なもの		○									
(2) 軽易なもの			○								
8 公聴会、聴聞会 の開催	○										
9 行事(会議、説 明会、講習会およ び懇談会を 含む。)の開催、共 催および後援の 決定											
(1) 重要なもの		○		総合政策部 副部長(秘書 課長)	合議は、共 催、協賛およ び後援の場 合に限る。					総合政策部 副部長(秘書 課長)	合議は、共 催、協賛およ び後援の場 合に限る。
(2) 軽易なもの			○	秘書課長	合議は、共					秘書課長	合議は、共

改正後 (案)

現行

改正後 (案)							現行						
						催、協賛および後援の場合に限る。							催、協賛および後援の場合に限る。
1 0	業務の委託の決定および契約の締結					別表(3)	1 0	業務の委託の決定および契約の締結					別表(3)
1 1	業務の受託の決定						1 1	業務の受託の決定					
(1)	重要なもの	○				総務部長(総務課長・財政課長)	(1)	重要なもの	○				総務部長(総務課長・財政課長)
(2)	軽易なもの		○			総務課長 財政課長	(2)	軽易なもの		○			総務課長 財政課長
1 2	申請、通知、通達、通報、報告、届出、催告、照会、回答、依頼等の受発						1 2	申請、通知、通達、通報、報告、届出、催告、照会、回答、依頼等の受発					
(1)	特に重要なもの	○					(1)	特に重要なもの	○				
(2)	重要なもの		○				(2)	重要なもの		○			

改正後 (案)

現行

(3) 軽易なもの			○				(3) 軽易なもの			○		
1 3 統計および調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供、公表および配布ならびに刊行物の発行							1 3 統計および調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供、公表および配布ならびに刊行物の発行					
(1) 重要なもの			○				(1) 重要なもの			○		
(2) 軽易なもの			○				(2) 軽易なもの			○		
1 4 公簿の閲覧の許可および各種証明書、証票等の交付の決定			○				1 4 公簿の閲覧の許可および各種証明書、証票等の交付の決定			○		
1 5 保存文書の引継ぎ			○				1 5 保存文書の引継ぎ			○		
1 6 收受文書の処理方針および処理期限の決定							1 6 收受文書の処理方針および処理期限の決定					
(1) 重要なもの			○				(1) 重要なもの			○		
(2) 軽易なもの					○		(2) 軽易なもの				○	
1 7 公印の管理			○				1 7 公印の管理			○		

改正後 (案)					現行				
	(3) (2)のうち 軽易なもの			○				○	
	(4) 文書等の閲 覧の決定			○				○	
	(5) 主宰者の指 名		○					○	
	(6) 聴聞の再開 の決定		○					○	
	(7) (6)のうち 軽易なもの			○				○	
	3 行政指導								
	(1) 指導文書の 交付			○				○	
	(2) 共通指導事 項の公表			○				○	
	(3) 苦情申出の 処理			○				○	
	4 届出								
	形式要件不適合に 係る通知			○				○	
組織お	1 事務局内の組		○		組織お	1 事務局内の組		○	

改正後 (案)							現行						
よび人 事	織ならびに事務局内の各職位の権限および職員の定数に関する意見の内申						よび人 事	織ならびに事務局内の各職位の権限および職員の定数に関する意見の内申					
	2 教育部副部長および課長の事務分担の調整	○					2 教育部副部長および課長の事務分担の調整	○					
	3 課内の職員(グループ長以上を除く。)の配置の決定			○			3 課内の職員(グループ長以上を除く。)の配置の決定			○			
	4 課内の事務分担の調整			○			4 課内の事務分担の調整			○			
	5 附属機関等の設置または廃止の決定	○					5 附属機関等の設置または廃止の決定	○					
	6 附属機関等の委員						6 附属機関等の委員						
	(1) 委員の任免	○				総合政策部長(職員課	(1) 委員の任免	○				総合政策部長(職員課	

改正後 (案)						現行					
					長) まちづくり 協働部(まち づくり協働 課長)						長) まちづくり 協働部(まち づくり協働 課長)
(2) 委員の推薦 および就任の 依頼				○		(2) 委員の推薦 および就任の 依頼				○	
7 国、県その他の 公共団体の機関 の委員または団 体の役員の推薦 および就任の承 認						7 国、県その他の 公共団体の機関 の委員または団 体の役員の推薦 および就任の承 認					
(1) 重要なもの	○				総合政策部 長(職員課 長)	(1) 重要なもの	○				総合政策部 長(職員課 長)
(2) 軽易なもの		○			職員課長	(2) 軽易なもの		○			職員課長
8 内部調整機関 等の委員、幹事等 の任免			○			8 内部調整機関 等の委員、幹事等 の任免			○		

改正後 (案)

現行

9 所属職員の任 免、昇給および賞 罰の内申	○									9 所属職員の任 免、昇給および賞 罰の内申	○									
10 囑託員等の 任免	○					総合政策部 長 (職員課 長) 総務部長 (財 政課長)				10 囑託員等の 任免	○					総合政策部 長 (職員課 長) 総務部長 (財 政課長)				
11 非常勤の調 査員等の任免										11 非常勤の調 査員等の任免										
(1) 重要なもの	○					職員課長				(1) 重要なもの	○					職員課長				
(2) 軽易なもの			○							(2) 軽易なもの			○							
12 臨時職員の 雇用および解雇 の決定	○					職員課長 財政課長				12 臨時職員の 雇用および解雇 の決定	○					職員課長 財政課長				
13 法令に基づ き設置を義務づ けられている管 理者、責任者等の 選任および解任 の決定	○					職員課長				13 法令に基づ き設置を義務づ けられている管 理者、責任者等の 選任および解任 の決定	○					職員課長				

改正後 (案)

現行

1 4 職員の駐在の承認	<input type="radio"/>				総合政策部長 (職員課長)			1 4 職員の駐在の承認	<input type="radio"/>				総合政策部長 (職員課長)		
1 5 職場研修の実施および推進			<input type="radio"/>					1 5 職場研修の実施および推進			<input type="radio"/>				
1 6 研修、講習等への参加の決定								1 6 研修、講習等への参加の決定							
(1) 教育部長、教育部副部長相当職位	<input type="radio"/>				総合政策部長 (職員課長)	合議は、期間が6日以上の場合に限る。		(1) 教育部長、教育部副部長相当職位	<input type="radio"/>				総合政策部長 (職員課長)	合議は、期間が6日以上の場合に限る。	
(2) 課長相当職位			<input type="radio"/>		職員課長			(2) 課長相当職位			<input type="radio"/>		職員課長		
(3) (1)および(2)に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員			<input type="radio"/>		職員課長			(3) (1)および(2)に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員			<input type="radio"/>		職員課長		
1 7 資格取得に係る講習等への参加の決定 (担当主管課業務のも)			<input type="radio"/>		職員課長			1 7 資格取得に係る講習等への参加の決定 (担当主管課業務のも)			<input type="radio"/>		職員課長		

改正後 (案)

現行

改正後 (案)							現行						
げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の休暇欠勤の承認							げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の休暇欠勤の承認						
2 1 所属職員の時間外勤務および休日勤務の命令			○				2 1 所属職員の時間外勤務および休日勤務の命令			○			
2 2 所属職員の勤務時間、休憩時間の割振り			○		職員課長		2 2 所属職員の勤務時間、休憩時間の割振り			○		職員課長	
2 3 旅行の命令およびその復命の受理							2 3 旅行の命令およびその復命の受理						
(1) 教育部長相当職位の旅行の命令およびその復命の受理	○						(1) 教育部長相当職位の旅行の命令およびその復命の受理	○					
(2) 教育部副部	○						(2) 教育部副部	○					

改正後 (案)

現行

長相当職位および付属機関の委員等の旅行の命令およびその復命の受理										長相当職位および付属機関の委員等の旅行の命令およびその復命の受理								
(3) 課長相当職位の旅行の命令およびその復命の受理			○							(3) 課長相当職位の旅行の命令およびその復命の受理			○					
(4) 前3号に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の旅行の命令およびその復命の受理			○							(4) 前3号に掲げる職位以外の役付職位ならびに一般職員の旅行の命令およびその復命の受理			○					
(5) 職員以外の者の旅行の依頼およびその報告の受理			○		職員課長 財政課長		合議は、旅行の命令に限る。			(5) 職員以外の者の旅行の依頼およびその報告の受理			○		職員課長 財政課長		合議は、旅行の命令に限る。	

改正後 (案)					現行						
	2 4 外国旅行の命令およびその復命の受理	○			総合政策部長 (職員課長) 総務部長 (財政課長)	合議は、旅行の命令に限る。				総合政策部長 (職員課長) 総務部長 (財政課長)	合議は、旅行の命令に限る。
財産管理	1 財産の無償による取得および借受けの決定	○			総務部長 (総務課長)					総務部長 (総務課長)	
	2 教育財産の目的外使用の許可 (使用料の決定を含む。)										
	(1) 重要なもの	○			総務部長 (総務課長)	許可の更新の合議は、総務課長とする。				総務部長 (総務課長)	許可の更新の合議は、総務課長とする。
	(2) 軽易なもの			○	総務課長				○	総務課長	
	3 市有地と隣接地との境界の確定			○					○		
	4 教育財産の取				総務部長 (財別表(3))					総務部長 (財別表(3))	

改正後(案)										現行										
	得								政課長)										政課長)	
	5 教育財産の所管替えの決定	○							総務部長(総務課長)						○				総務部長(総務課長)	
	6 不用物品の返納の決定						○										○			
工事の 施工等	1 事業計画の認可(事業採択)についての国、県への申請	○							総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)						○				総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)	
	2 工事の起工の決定								契約検査課 別表(3)長										契約検査課 別表(3)長	
	3 工事の監督員または検査員の選定						○		契約検査課長								○		契約検査課長	
	4 材料の検査、コンクリートおよび鉄筋の強度試験ならびに機械類、ボイラー、水そう、油そう等の						○										○			
	5 教育財産の所管替えの決定														○					
	6 不用物品の返納の決定						○										○			
工事の 施工等	1 事業計画の認可(事業採択)についての国、県への申請								総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)						○				総合政策部長(企画調整課長) 総務部長(財政課長)	
	2 工事の起工の決定								契約検査課 別表(3)長										契約検査課 別表(3)長	
	3 工事の監督員または検査員の選定						○		契約検査課長								○		契約検査課長	
	4 材料の検査、コンクリートおよび鉄筋の強度試験ならびに機械類、ボイラー、水そう、油そう等の						○										○			

改正後 (案)

現行

改正後 (案)										現行											
検査結果の確認										検査結果の確認											
	5 工事に係る各種届出の受理等							○		契約検査課長	合議は、着工届および完了届に限る。							○		契約検査課長	合議は、着工届および完了届に限る。
	6 随意契約の相手方の決定									契約検査課長	別表(3)									契約検査課長	別表(3)
	7 変更契約の決定									契約検査課長	別表(3)									契約検査課長	別表(3)
	8 工期の変更の決定								○	契約検査課長	年度の変更を伴うものに限り、別表(3)も適用							○		契約検査課長	年度の変更を伴うものに限り、別表(3)も適用
経費の支出等	1 補助金、負担金および交付金(変更または取消しを含む。)の交付の決定										別表(3)										別表(3)
	2 補助事業者等に対する指示または一時停止命令								○									○			

改正後 (案)					現行				
3	徴収の決定(調定、賦課および更正の決定を含む。)			○				○	
4	負担金、補助金、交付金等の国または県に対する交付申請および交付請求の決定								
(1)	交付申請		○		総務部副部長(財政課長)	500万円未満は、課長とする。		○	総務部副部長(財政課長) 500万円未満は、課長とする。
(2)	実績報告			○	財政課長			○	財政課長
(3)	交付請求			○				○	
5	歳入の調停通知			○	財政課長	合議は、100万円以上に限る。		○	財政課長 合議は、100万円以上に限る。
6	過誤納金の処理の決定			○				○	
7	納入通知書の			○	総務課長	合議は、公示		○	総務課長 合議は、公示

改正後（案）

現行

発行および納入 通知書または督 促状等の公示送 達									送達に限る。
8 督促状の発行				○					

(2) 個別決裁事項

(2) 個別決裁事項

組織名	事務の種 類	項目	決裁権者					合議先	備考	組織名	事務の種 類	項目	決裁権者					合議先	備考
			教 育 長	教 育 部 長	教 育 部 副 部 長	課 長	課 長 代 理						グ ル ー プ 長	教 育 長	教 育 部 長	教 育 部 副 部 長	課 長		
教育総 務課	1 職員 定数に 関する 事務	職員定数の配分 の決定	○						教育総 務課	1 職員 定数に 関する 事務	職員定数の配分 の決定	○							
	2 権限 の配分 に關す る事務	1 長の事務の 委員会等への 委任および補 助執行の協議	○							2 権限 の配分 に關す る事務	1 長の事務の 委員会等への 委任および補 助執行の協議	○							

改正後（案）

現行

		改正後（案）										現行										
		に対する回答												に対する回答								
		2 委員会等からの事務の委任および補助執行に係る協議に対する回答	○											2 委員会等からの事務の委任および補助執行に係る協議に対する回答	○							
3 職員等の任免に関する事務	1 専門委員、顧問および参与の任免	○									総合政策部長（職員課長）			1 専門委員、顧問および参与の任免	○							総合政策部長（職員課長）
	2 採用、昇任、降任、配置換え、派遣等の発令および退職の承認の決定	○									総合政策部長（職員課長）			2 採用、昇任、降任、配置換え、派遣等の発令および退職の承認の決定	○							総合政策部長（職員課長）
4 職員の採用に関する事務	1 採用計画の策定	○									総合政策部長（職員課長）			1 採用計画の策定	○							総合政策部長（職員課長）
	2 採用試験の	○									総合政			2 採用試験の	○							総合政

改正後（案）

現行

改正後（案）		現行		
	実施の決定		策部長 (職員 課長)	
	3 第1次合格者および最終合格者の承認	○	総合政策部長 (職員 課長)	
5 給与に関する事務	1 初任給の決定		○	総合政策部副部長(職員課長)
	2 普通昇給、昇格の決定		○	総合政策部副部長(職員課長)
	3 特別昇給、昇格の決定	○		総合政策部長 (職員 課長)
	4 勤勉手当支給率の決定	○		総合政策部長
	実施の決定		策部長 (職員 課長)	
	3 第1次合格者および最終合格者の承認	○	総合政策部長 (職員 課長)	
5 給与に関する事務	1 初任給の決定		○	総合政策部副部長(職員課長)
	2 普通昇給、昇格の決定		○	総合政策部副部長(職員課長)
	3 特別昇給、昇格の決定	○		総合政策部長 (職員 課長)
	4 勤勉手当支給率の決定	○		総合政策部長

改正後（案）

現行

改正後（案）										現行									
								(職員 課長)										(職員 課長)	
6 分限 および 懲戒に 関する 事務	1 心身の故障 による休職お よび復職の承 認									6 分限 および 懲戒に 関する 事務	1 心身の故障 による休職お よび復職の承 認								
	(1) 役付職位	○						総合政 策部長 (職員 課長)		(1) 役付職位	○							総合政 策部長 (職員 課長)	
	(2) 一般職員	○						総合政 策部長 (職員 課長)		(2) 一般職員	○							総合政 策部長 (職員 課長)	
	2 前項の分限 処分の決定	○						総合政 策部長 (職員 課長)		2 前項の分限 処分の決定	○							総合政 策部長 (職員 課長)	
3 その他の懲 戒（訓告口頭注 意）	○							総合政 策部長 (職員		3 その他の懲 戒（訓告口頭注 意）	○							総合政 策部長 (職員	

改正後 (案)

現行

改正後 (案)						現行							
7 服務 に関する 事務	1 職員の職務 に専念する義 務の免除			○		課長) 総合政 策部副 部長 (職 員課長)	7 服務 に関する 事務	1 職員の職務 に専念する義 務の免除			○		課長) 総合政 策部副 部長 (職 員課長)
	2 職員団体の 業務に専従す ることの許可			○		総合政 策部副 部長 (職 員課長)		2 職員団体の 業務に専従す ることの許可			○		総合政 策部副 部長 (職 員課長)
	3 職員の営利 企業等の従事 の許可							3 職員の営利 企業等の従事 の許可					
	(1) 役付職位	○				総合政 策部長 (職員 課長)		(1) 役付職位	○				総合政 策部長 (職員 課長)
	(2) 一般職員			○		総合政 策部副 部長 (職 員課長)		(2) 一般職員			○		総合政 策部副 部長 (職 員課長)
	4 召喚等に 応							4 召喚等に 応					

改正後（案）

現行

改正後（案）										現行										
1 1 公 務災害 補償に 関する 事務	1	県公務災害 補償基金に対 する公務上お よび通勤上の 災害の認定の 請求および補 償の請求				○			職員課 長		1 1 公 務災害 補償に 関する 事務	1	県公務災害 補償基金に対 する公務上お よび通勤上の 災害の認定の 請求および補 償の請求				○		職員課 長	
	2	非常勤の職 員の公務上お よび通勤上の 災害の認定				○			総合政 策部長 （職員 課長）			2	非常勤の職 員の公務上お よび通勤上の 災害の認定				○		総合政 策部長 （職員 課長）	
	3	非常勤職員 の公務災害補 償に関する条 例等に基づく 補償の決定お よび変更				○			総合政 策部長 （職員 課長）			3	非常勤職員 の公務災害補 償に関する条 例等に基づく 補償の決定お よび変更				○		総合政 策部長 （職員 課長）	
	4	第三者行為 に係る損害賠 償の請求の決 定				○			総合政 策部長 （職員 課長）			4	第三者行為 に係る損害賠 償の請求の決 定				○		総合政 策部長 （職員 課長）	

改正後 (案)					現行															
		4 市勧告によらない市指定文化財の公開に係る指示		○																
		5 市指定文化財の現状、管理および修理状況に係る勧告要請	○																	
		6 市選定保存技術の保存に係る指導および助言		○																
	2 埋蔵文化財の保存に関する事務	1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定		○																
		2 発掘調査に伴う保存等の指示	○																	
学校教	1 県費	県費教職員の臨		○						学校教	1 県費	県費教職員の臨		○						

改正後 (案)

現行

改正後 (案)										現行									
育課	教職員の臨時任用に関する事務	時任用の内申								育課	教職員の臨時任用に関する事務	時任用の内申							
	2 教職員の研修に関する事務	1 研修計画の策定							○	2 教職員の研修に関する事務	1 研修計画の策定								○
		2 職員研修の実施の決定							○		2 職員研修の実施の決定								○
		3 研修受講生の決定							○		3 研修受講生の決定								○
	3 教科用の図書の給付に関する事務	教科用の図書の給付決定							○	3 教科用の図書の給付に関する事務	教科用の図書の給付決定								○
	4 出席停止に関する事務	1 保護者への意見聴取の通知							○	4 出席停止に関する事務	1 保護者への意見聴取の通知								○
		2 児童生徒へ							○		2 児童生徒へ								○

改正後（案）								現行								
		の出席停止命令の決定、出席停止の期間短縮および出席停止命令の撤回								の出席停止命令の決定、出席停止の期間短縮および出席停止命令の撤回						
5	就学援助に関する事務	児童および生徒に対する就学援助の認定				○				5	就学援助に関する事務	児童および生徒に対する就学援助の認定				○
6	特別支援教育の就学援助に関する事務	特別支援教育就学奨励費の認定				○				6	特別支援教育の就学援助に関する事務	特別支援教育就学奨励費の認定				○

(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）

科目	決裁権者						備考
	市長	副市長	教育長	教育部長	教育部副部長	課長	
報酬						○	

(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）

科目	決裁権者						備考
	市長	副市長	教育長	教育部長	教育部副部長	課長	
報酬						○	

改正後 (案)

現行

給料							○		給料							○	
職員手当							○	退職手当は、部長決裁とする。	職員手当							○	退職手当は、部長決裁とする。
共済費							○		共済費							○	
災害補償費							○		災害補償費							○	
賃金							○		賃金							○	
報償費				1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満			報償費				1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満		
旅費							○		旅費							○	
交際費							○		交際費							○	
需用費	消耗品費 食糧費 印刷			1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満			需用費	消耗品費 食糧費 印刷			1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満		

改正後 (案)

現行

改正後 (案)							現行						
製本費							製本費						
修繕料	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	修繕料	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
その他						○	その他						○
役務費						○	役務費						○
委託料	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	委託料	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
使用料及び賃借料	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	使用料及び賃借料	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満

改正後(案)

現行

改正後(案)								現行							
		万円未 満	万円未 満	万円未 満	円未満					万円未 満	万円未 満	万円未 満	円未満		
工事請 負費	3,000 万円 以上	2,500 万円 以上	2,000 万円 以上	1,000 万円 以上	500 万円 以上	500 万円 満	10パー セント以 上の変更 は元決裁 者とし、 それ以下 は金額区 分とす る。期間 の変更に ついて5 00万円 以上は、 教育部副 部長とす る。	工事請 負費	3,000 万円 以上	2,500 万円 以上	2,000 万円 以上	1,000 万円 以上	500 万円 満	500 万円 満	10パー セント以 上の変更 は元決裁 者とし、 それ以下 は金額区 分とす る。期間 の変更に ついて5 00万円 以上は、 教育部副 部長とす る。
原材料 費						○		原材料 費						○	
公有財	3,000	2,500	2,000	1,000	500	500		公有財	3,000	2,500	2,000	1,000	500	500	

改正後 (案)

現行

改正後 (案)							現行								
産購入費	0万円 以上	0万円 以上3, 000 万円未 満	0万円 以上2, 500 万円未 満	0万円 以上2, 000 万円未 満	万円以 上1,0 00万 円未満	万円未 満		産購入費	0万円 以上	0万円 以上3, 000 万円未 満	0万円 以上2, 500 万円未 満	0万円 以上2, 000 万円未 満	万円以 上1,0 00万 円未満	万円未 満	
備品購入費				1,00 0万円 以上	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満		備品購入費				1,00 0万円 以上	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満	
負担金 補助及 び交付 金	3,00 0万円 以上	2,50 0万円 以上3, 000 万円未 満	2,00 0万円 以上2, 500 万円未 満	1,00 0万円 以上2, 000 万円未 満	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満		負担金 補助及 び交付 金	3,00 0万円 以上	2,50 0万円 以上3, 000 万円未 満	2,00 0万円 以上2, 500 万円未 満	1,00 0万円 以上2, 000 万円未 満	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満	
扶助費						○		扶助費						○	
貸付金	3,00 0万円 以上	2,50 0万円 以上3, 000 万円未 満	2,00 0万円 以上2, 500 万円未 満	1,00 0万円 以上2, 000 万円未 満	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満		貸付金	3,00 0万円 以上	2,50 0万円 以上3, 000 万円未 満	2,00 0万円 以上2, 500 万円未 満	1,00 0万円 以上2, 000 万円未 満	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満	

改正後 (案)

現行

		万円未 満	万円未 満	万円未 満	円未満					万円未 満	万円未 満	万円未 満	円未満		
補償補 填及び 賠償金	3,000 万円 以上	2,500 万円 以上3, 000 万円未 満	2,000 万円 以上2, 500 万円未 満	1,000 万円 以上2, 000 万円未 満	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満			補償補 填及び 賠償金	3,000 万円 以上	2,500 万円 以上3, 000 万円未 満	2,000 万円 以上2, 500 万円未 満	1,000 万円 以上2, 000 万円未 満	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満
償還金 利子及 び割引 料						○			償還金 利子及 び割引 料						○
投資及 び出資 金				1,000 万円 以上	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満			投資及 び出資 金				1,000 万円 以上	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満
積立金						○			積立金						○
寄付金	○								寄付金	○					
公課費						○			公課費						○
繰出金						○			繰出金						○

改正後 (案)							現行								
予算の 流用申 請およ び決定				1,000 万円 以上	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満		予算の 流用申 請およ び決定				1,000 万円 以上	500 万円以 上1,0 00万 円未満	500 万円未 満	

